

第1号議案 2015年度 活動報告

1. 全体の活動について

2014年11月泉南の石綿訴訟で最高裁は、1950年代～1970年まで労働者に対する局所排気装置設置の遅れの国の責任を認めました。一方2015年最高裁は尼崎の環境国賠で国の責任を認めませんでした。切り捨てられる被災者と救われる被災者が同時に始まる時期ですが、世間の石綿に関する理解は、「忘れる」か「救済された」イメージが残る問題を感じています。建設国賠裁判の審理が進行、大阪地裁で平成7年以降の国のクリソタイル禁止が遅れた責任が、京都地裁で石綿製造企業責任を認めた初判決がくだされました。今後の建築国賠訴訟の動向は、石綿被害に関する国や企業責任で被災者に大きな影響をあたえるもので、今後も支援が重要です。

2015年12月、厚生労働省は私たちが活動した結果を受けて、2014年度の石綿関連疾患の認定事業場名をホームページで公開しました。私たちは公開時期にあわせた電話相談ホットラインを実施し、東京34、神奈川18、名古屋39、大阪75、愛媛6、計172件の相談を受けました。

昨年度、当センターがお受けした継続的な労災の相談は全体で35件、そのうち中皮腫14件、肺がん14件、その他7件でした。2014年度の労災認定は10件で、中皮腫が4件、肺がんが4件、じん肺2件でした。2010年以降相談は激減、複数で担当する複雑な事案が相談される状況となっています。アスベストセンター東北の継続的な労災相談は全体で18件、そのうち中皮腫8件、肺がん4件、その他3件です。

2015年、石綿健康被害救済法に関して、大きな変化はありませんでした。じん肺法の改正関連で2015年度に変化はありませんでした。

2012年の石綿肺がんの認定基準の改正以降、改悪と改善の混合する複雑な状態があり、総体的に肺がん労災申請の手控え傾向が認められる問題が続きます。石綿肺がん訴訟は、丸本裁判の勝利等石綿肺がんに関する労働行政の運用に一定の歯止めをかけています。石綿ばく露歴の規準を基本に推奨しつつ医学所見の胸膜プラークに関する肺がんの労災認定基準を守る課題が今後残されています。2014年2月、国際的な石綿関連疾患の診断基準であるヘルシンキ・クライテリア改訂の日本での影響はでていません。

石綿の総合的対策では、2013年度公的な建築物石綿含有建材調査者制度が発足し、講習が開始され、2016年1月現在全国で560名の建築物石綿含有建材調査者が誕生しました。今後は活用が問題となります。安価な解体と安価な除去重視の背景で石綿除去のずさんな飛散工事は構造化しました。石綿除去業の管理・監視は、除去現場の可視化とモニター化、自治体での管理・監視の現実的体制が是非必要で、私たちは2015年度教育委員会アンケート調査と結果の提言を行いました。

2015年度中に事務局の引継ぎを行い終了しました。2015年度財政面では、労災・訴訟関連の寄付が少なく、環境担当事務局常勤化・アスベストセンター東北と2年目の事業の影響等から、アスベストセンターならびにセンター東北を合算し、単年度394万円の

赤字決算となりました。

2. 省庁交渉、法律や認定基準改正等の取り組み

中皮腫の労災通院費について距離に関係なく、患者が納得できる医療機関なら支給するという厚生労働大臣の10年前の約束を、厚生労働省が反故にしようとしたので、当時の通達を守るよう要求しました。

石綿救済法見直しに当たり、中央環境審議会石綿救済小委員会に、患者と家族の会の会長である古川和子運営委員が入りました。

全国労働安全センターの厚生労働省交渉、患者と家族の会の厚生労働省・環境省交渉、東京労働安全センターの東京労働局交渉に参加しました。

3. 労災認定と救済法認定の支援・全国からの電話相談と対応

日々の相談に対応するとともに、2015年12月17・18日の労災認定事業場名公表にあわせてのホットラインを行いました。

各相談数は、1に記載しています。

4. 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 事務局活動

アスベスト患者と家族の会の事務局活動、役員会や総会、省庁交渉や国会陳情に参加しました。関東支部の事務局に参加しました。

5. 環境アスベスト相談の活動

2015年度は東京センターと共同で建設リサイクル法の届け出に基づく解体工事現場のアスベスト調査を行いました。2月には葛飾区、江東区で行いました。調査では、アスベスト含有の屋根瓦が散乱している寮の建物などが確認でき、区に指導を求めました。2月、神戸では解体工事の際のアスベスト対策に関する東京センター、ひょうごセンターとの合同シンポジウム、名古屋では名古屋労職研との合同シンポジウムを開催しました。3月には東京で活動報告のシンポジウムを開催し、名古屋ではマッピング調査を行いました。6月には大田区の解体工事現場調査、7月にはさいたま市、川崎市で、8月さいたま市でマッピング調査、9月には川崎、南相馬市で、10月には福島県浪江町で同様の調査を行いました。2016年1月さいたま市調査とさいたま市での報告シンポジウムを開催しました。2月28日には東京全水道会館で調査活動の報告シンポジウムを開催しました。3月川崎市での報告シンポジウム、南相馬市でのシンポジウムを行いました。

昨年度の7月、文部科学省へのレベル2一斉調査に関する要請へのフォローアップとして、今年度5月に全国の都道府縣市町村合わせて1903教育委員会へアンケート調査を実施しました。アンケート調査結果から、文科省が毎年行っている全国の学校のアスベスト調査の実態は教委職員や学校職員などによる調査で信用できず、専門的知識を持った石綿含有建材調査者による調査が必要であり、また文科省による調査費用の拠出で全国の学校の安全が図られる必要があることが判明しました。この結果を7月文科省へ報告、要請し

ました。また、記者会見で発表しました。

5月、府中市で企業の家族寮の解体工事が計画され、隣接する保育園や近隣住民からアスベスト対策について相談があり、現地調査とリスクコミュニケーションの形成に取り組みました。熱心な住民の交渉の結果、アスベスト調査の追加による外壁の塗材にアスベストが確認され、事業者、発注者が住民と協定書を取り交わし、行政参加のもとアスベスト撤去工事の事前の内覧会と、除去後の完成検査後の内覧会が行われたリスクコミュニケーションの模範的な事例でした。

6月、西宮市旧夙川学院大学解体工事跡地の周辺住民から相談があり、解体工事の際のアスベスト対策が不十分なままに解体工事が行われた恐れがあるということで、現地を確認しました。10棟ほどあった建物は1棟を残して解体された後でしたが、不十分な事前調査の上で解体されたことがうかがわれました。住民は建物の設計図面等を取り寄せて確認したところ、ないと説明されたアスベスト含有建材のレベル2,3が図面に記載されており違法工事が行われたとして訴訟を準備中です。

7月、東京都立板橋高校解体工事に伴う近隣住民説明会に、住民からの依頼を受け参加しました。説明会ではアスベスト対策についての事業者の説明が不十分で、工事前のアスベスト建材の再調査が行われ、約50サンプル中17サンプルからアスベストが確認され、工事の見直しが行われました。事前のリスクコミュニケーションにより、アスベスト飛散が回避されました。

8月、多摩市役所で行われていた改修工事で、アスベスト対策について職員からの相談があり、市役所へ説明を求め、情報の適切な開示等を申し入れました。工事内容が検討され、情報開示が改善されました。

2016年2月、盛岡で行われた日教組教研集会に参加し、環境・公害部会で教職員のアスベスト被害の全容説明やアスベスト疾患予防教育の取り組みについて提案、意見を述べました。

東京都港区青山のベルコモンズビル解体工事に伴うアスベスト対策について近隣住民からの相談を受け、リスクコミュニケーションの形成活動を行いました。

藤沢市浜見保育園の委員会、大阪府立金岡高等学校の協議会、文京区さしがや保育園健康対策委員会は協議が継続しています。

6. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題は、被災者救済の裾野を広げる闘いと救済の峰を高くする闘いです。

救済の裾野を広げる闘いの焦点は相変わらず石綿肺がんの労災認定の問題です。2007年以来石綿肺がんの労災認定の枠が石綿小体5000本基準によって狭められ、2008年以降の行政訴訟による原告全面勝訴の判決で、石綿小体数により被災者を切り捨てようとする国の意図をくじいてきました。しかしながら2012年3月末改訂の新労災認定基準では「10年曝露+石綿小体・石綿繊維」の基準が不当にも撤廃され、厚労省側は今後も不合理な石綿肺がんの労災認定を続ける意思を明確にしています。こういった厚労省側とどう

闘って石綿肺がん救済の裾野を広げるかが問題です。

この点では新認定基準のもとで10年曝露と1065本の石綿小体がありながら不支給とされたJR・国鉄職員の故竹井豊氏の事案が2016年2月横浜地裁に提訴されましたが、この事件の他にも提訴事案を増やしていくことが大切です。

石綿肺がん労災認定の問題ではもう1つ重要な出来事がありました。プラークの有無が争われた神戸の丸本事件で2016年1月に大阪高裁は逆転勝訴の判決を下しました。この判決は今後のプラーク肺がんの救済拡大に道を拓くものです。

救済の峰を高くする闘いは複雑な局面が続いています。

第1には泉南国賠訴訟の最高裁判決が切り拓いた石綿工場での元作業員等の国家賠償訴訟の動向です。国側は被災者本人が亡くなっている例でも作業内容、曝露状況等の詳細な主張、立証を求める例も散見され、情報交換だけでなく将来的には何らかの対処も必要となるかも知れません。

また首都圏建設アスベスト訴訟の横浜事件と東京事件は東京高裁に、九州事件は福岡高裁に係属しています。

2016年1月には新たに大阪事件と京都事件の地裁判決があり、国賠についてはどちらも勝訴、京都事件では初めて1部建材メーカーの共同不法行為責任を認める画期的判決が出ました。個別の対企業責任を追及する損害賠償の裁判では、被告企業側が裁判上の和解に応じる例が増えつつあり、概ね順調ですが、敗訴する例も散見され、原因の分析が必要な状況です。

7. 調査・研究活動

2015年度も、国土交通省社会資本整備委員会同アスベスト対策部WG（ワーキンググループ）主査として所長の名取が委嘱され、建築物石綿含有建材調査者制度の自治体向け、石綿含有建材調査者向けアンケートを実施しました。日本環境衛生センターが建築物石綿含有建材調査者講習機関として登録され、2016年1月現在、建築物石綿含有建材調査者は全国で560名となり、各県に2名以上の石綿含有建材調査者が誕生しました。

東京安全センターのアスベスト含有建材の偏光顕微鏡による測定に協力しました。アスベスト・リスク勉強会を研究者と協力し年1回開催、調査・研究活動を支援しております。2016年1月に東京工業大学で開催されたアスベスト問題総合対策研究会第4回に協力しました。

8. ホームページ等による情報提供

ウェブサイト（ホームページ）では、稲瀬直彦医師による講演録、リスクコミュニケーションで飛散を防止した事例、免疫療法薬の治験についての情報提供、ホットラインの告知などを行いました。

2015年（2015年1月～12月）のウェブサイトのページビュー（PV）数（延べ閲覧回数）は121,640で、毎月約10,000ページ、一日当たり平均333ページが閲覧されました。2014年度（2014年4月～2015年3月）の163,225PVに対して約25%の減少

となっています（今回は対象データを暦年に変更したため、3ヶ月の重複が含まれる不正確な比較となります）。

1回の訪問で数ページを閲覧している場合の重複を除いた「ユニークユーザー数」は延べ約53,000人で、2014年度の60,000人から約12%減少しました。

最も多くアクセスされたのは「写真で見る石綿（せきめん・いしわた）・アスベスト製品」のページで約30,000PVですが、これは前年度の約64,000PVから大きく減少しており、サイト全体のPV減少の大部分がこのページへのアクセス減少によるものとなっています。

次いでアクセスの多いページは「石綿（アスベスト）Q&A」で、前年度とほぼ同じ約19,000PVとなっています。また「アーカイブ」の中の「水道用石綿セメント管 JIS 規格」（JISによる文書をスキャンしたPDF）も約8,000PVと目立ったアクセスを記録しています。

検索キーワードとしては、「アスベスト」「石綿」「中皮腫」といった基本的な用語から多くの訪問が得られています。また、「石綿管」のキーワードで1,700以上のアクセスがありました。

ユーザーの利用しているOSのうち、AndroidとiOSの割合が合計約32%となり、全体の1/3がモバイル機器からのアクセスとなっています。

ソーシャルメディアでは、Facebookページにおいてイベントや新規ページ公開の告知などを月一回弱のペースで行いました。2015年末の「いいね」の数は76です。またFacebookを通じた一般からの問い合わせが若干ありました。

2015年5月と2016年1月に機関紙を2回発行しました。

9. 既存石綿・廃棄プロジェクト

2015年度の既存石綿・廃棄プロジェクトの取り組みは、国による法改正後の動きに対する監視・対応、東日本大震災にともなう廃棄物の仮置き場や廃棄物処理施設の調査、アスベスト廃棄物の不適切な処理・処分・リサイクルの状況調査、再生砕石のアスベスト問題における国の対応への監視活動などがあります。

国による法改正をめぐっては、2014年6月の大気汚染防止法改正後の対応状況について継続的に調べてきました。とくに2015年11月にはいわゆる「レベル3」建材の手ばらし後、袋詰め段階で破碎し、労働曝露レベルで最大で1リットルあたり2900本の総繊維、同1400本のアモサイトが検出されたとして再発防止を求める通達が出されるなど、「レベル3」規制の強化が必要であることを裏付ける事案も起こりました。

学校のアスベスト対策に関連し、全国の教育委員会にアンケートを実施し、大半が自治体や学校職員によりレベル2調査が実施されている事実や、ほとんどが建築物石綿含有建材調査者制度を知らない実態が明らかになりました。

建材中のアスベスト分析するJIS分析法改正があり、ISO分析法がJIS化されることになった件でも監視活動を実施。2014年にISO定性分析法がJIS化されたが、現状では旧JISとISO方式が並列しており、混乱が続いています。ISO定量分析法もJIS化も予定されており、今後も注視していく必要があります。

東日本大震災にともなう廃棄物の仮置き場や廃棄物処理施設におけるアスベスト対策の調査・提言活動も、福島県内に限定されますが、主にフォローアップの観点から継続しました。

6月には東京都住宅供給公社が2008年以降、70回にわたってアスベスト飛散事故を繰り返してきた事実が明らかになり、事実関係の把握と再発防止を求める提案にも取り組みました。12月には東京高裁・地裁が入る合同庁舎でも飛散事故が発生。現在も事実把握や再発防止のためのリスクコミュニケーションに取り組んでいます。

アスベストが混入した再生砕石のリサイクル問題については、被災地その他で調査を続けており、明らかに全国的な問題であることが改めて確認されました。神奈川県三浦市の工場跡地の解体工事において近隣にスレートが飛散した事案について調査などの支援を継続しました。

アスベストによる人為的な土壌汚染については複数の民事訴訟が出始めており、今後の推移に注意を要します。

アスベストセンターHPに既存石綿・廃棄物のページを作成し、順次拡充して公開中。なお、2016年1月末に開催した石綿問題総合対策研究会にも参加・発表しました。

10. 写真撮影について

尼崎クボタ集会など、アスベスト関連の活動の写真撮影を数回実施しました。

11. 事務局体制

2015年度、永倉事務局長、斉藤洋太郎事務局次長（週3日勤務）、尾形海子事務局員（週3日勤務）、常勤換算約2名体制で業務分担を諮ってきました。退職に伴う引継ぎは2015年度に終了しました。

12. アスベスト基金

継続した活動を確保する必要性から、3500万円をアスベストセンター安定運営基金として確保してきております。

13. アスベストセンター北海道

6・9・12・3月に労災相談会を実施し、その一ヶ月前には案内状の送付を会員と共に行いながら患者と家族の会の集いの運営を支援しました。運営委員の支援を受けながら、道内の被災者の掘り起こしと救済にあたりました。キャンサーサポート北海道のがんサポートセンターを活用し、患者と家族の会のピアサポートを支援しました。

14. アスベストセンター東北

2015年度は、2015年9月に山形県、11月に福島県、2016年3月に3回目となる東北6県を対象としたホットラインを開催しました。

2016年3月26日までの相談件数は90件ののぼり、そのうち悪性中皮腫が23件、肺

ガンが13件でした。相談内容としては、労災申請に関することが33件と最も多く、健康不安が23件と続き、勤務先や国、メーカーの責任を追及したいという相談もありました。その中で、東北の弁護士と共に悪性胸膜中皮腫の遺族を支援し、大手電機メーカーとの和解交渉を成立させました。

相談件数は着実に増加しており、東北でのアスベスト被害者の支援窓口として、センター東北の必要性を実感しています。

患者と家族の会東北支部は、会員数が16名に増え、3回目となる集いの会を開催しました。世話人を中心に、東北の被害者を結び繋げる活動を行いました。

15. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO 法人東京労働安全衛生センター、NPO 法人神奈川労災職業病センター、NPO 法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO 法人ひょうご労働安全衛生センター、NPO 法人愛媛労働安全衛生センター、広島労働安全衛生センター、一般財団法人ささえあいコープ新潟、鹿児島労働安全衛生センター準備会（始良ユニオン）、沖縄労働安全衛生センター、(医) ひらの亀戸ひまわり診療所、じん肺患者同盟（北茨城・東京東部・横須賀・建設東京の各支部）、建設じん肺被災者の会東京、横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団（関東・関西）、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策 NGO フォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター等の諸団体と協力して活動してきました。

16. 会員数(2016年3月31日現在)

個人正会員 128 人・個人賛助会員 62 人・団体正会員 34・団体賛助会員 6 です。なお、昨年比では正会員 1 人の増加となっています。

第2号議案 2015年度決算

収入	2015年度予算	2015年度決算	内容・備考
会費	500,000	535,000	
賛助会費	200,000	159,000	
寄付	15,000,000	10,059,568	全国センターなどより(2013年度1,369万円)
事業収入	100,000	1,543,979	中建国保委託料、講師料
雑収入	50,000	7,876	利息
患者会事務局費	1,000,000	1,000,000	患者会からの委託費
助成金	600,000	616,860	じん肺基金・ポスト松尾基金より
収入小計	17,450,000	13,922,283	
繰入金	6,953,423	19,653,260	2014年度から(計上不足を修正) ^{※2}
収入合計	24,403,423	33,575,543	

支出	2015年度予算	2015年度決算	内容・備考
地代家賃	2,050,000	2,079,053	5階光熱費・4階賃料を含む
電話・通信費	100,000	63,731	
郵送費	350,000	206,663	宅急便・図書寄贈含む
手数料	50,000	45,334	出入金振込手数料
事務消耗品	500,000	472,196	コピー使用料含む
諸会費	150,000	143,000	他団体への会費・寄付など
広告宣伝費	800,000	850,348	ホームページ管理・会報
人件費	10,000,000	9,808,066	職員給与
委託費	700,000	683,121	東京安全センターなど
調査研究費	100,000	105,195	分析・書籍購入・複写代など
交通費	1,500,000	1,068,203	宿泊費含む(東北への出張減少)
活動費	400,000	196,768	
設備購入費	150,000	4,838	
会議費	100,000	69,920	総会など
雑費	150,000	106,720	5階共用費
法律プロジェクト	400,000	653,790	14年度未払い分含む
地震対策	50,000	—	
廃棄物対策	300,000	—	
既存石綿対策	748,000	828,837	
石綿の歴史	50,000	—	
学校アスベスト	50,000	—	
研究者援助	50,000	—	
アスベストセンター東北	2,000,000	2,000,000	人件費以外の活動経費補助
小計	20,748,000	19,385,783	
その他支出	—	5,000,000	安定基金への積み立て ^{※1}
支出小計	20,748,000	24,385,783	
予備費	3,655,423	9,189,760	2016年度へ
支出合計	24,403,423	33,575,543	

補足説明

※1 2015年4月20日、2014年度第2号議案に記載した安定基金に2014年度中に積立てた5,000,000円が通帳内に残っていることが判明、2015年総会で報告し2015年6月12日安定基金通帳に移動させた。

※2 2015年11月9日、尾形会計、安元監査、飯田事務局、名取所長で、2015年度中間監査を実施した。2013年3月から2015年3月の残高確認表は、正確であり、預金・通帳額に問題がないことを確認した。中間監査時に、2015年3月31日の現金・通帳と2015年度議案書を照合したところ、2014年度から2015年度の繰入金は19,653,260円(2015年第4号議案書の6,953,423円+計上されていないが通帳にあった7,699,837円+※1の5,000,000円)であるはずだったが、7,699,837円議案書への計上漏れが判明した。帳簿・領収書・通帳で監査を実施してきたが、議案書額との照合・確認が十分行われていなかった影響と考えられた。

第2号議案 2015年度決算

アスベストセンター東北・決算

収 入	2015年度決算	2015年度決算	内容・備考
助成金	2,000,000	2,438,384	アスベストセンター、松尾基金より助成
寄付	—	500,000	認定等寄付
雑収入	1,000	253	利息
未収金	52,067	52,067	患者と家族の会東北支部前年度立て替え払い分
収入小計	2,053,067	2,990,704	
繰入金	371,002	371,002	2014年度より
収入合計	2,424,069	3,361,706	

支 出	2015年度決算	2015年度決算	内容・備考
地代家賃	—	—	山形市市民活動支援センター無料利用
電話・通信費	120,000	116,736	業務用携帯電話・FAX・インターネット使用料
郵送費	20,000	6,057	
手数料	2,000	648	出入金振込手数料
事務消耗品	40,000	29,616	
広告宣伝費	50,000	15,012	
交通費	1,600,000	1,235,264	支援センター利用駐車料金25,000円 アスベストセンターとの往復交通費556,721円 集会・会議往復など184,886円 東北各県ホットライン(2回)関係39,139円 東北個別相談対応関係 429,518円
活動費	100,000	35,363	会場使用料など
設備購入費	50,000	26,214	プリンター
支出小計	1,982,000	1,464,910	
予備費	442,069	1,896,796	2016年度へ繰越
支出合計	2,424,069	3,361,706	

アスベストセンター北海道・決算

収入	664,734	2014年度より繰入
	50,000	助成金(松尾基金より)
	65	利息
合計	714,799	
支出	50,000	交通費
	20,000	事務費
	45,561	相談活動費
小計	115,561	
	599,238	2016年度へ繰越
合計	714,799	

第2号議案 2015年度決算

アスベストセンター残高確認表

2016年3月31日現在

口座	残高
現金	110,626
中央労働金庫亀戸支店普通預金	4,974,048
郵便振替口座	3,374,792
ゆうちょ銀行普通預金	682,371
みずほ銀行亀戸支店普通預金 (安定基金利息)	47,923
小計	9,189,760
みずほ銀行亀戸支店定期預金 (安定基金)*1	35,000,000
小計	35,000,000
合計	44,189,760

*1 2014年内に安定基金へ資金移動がなされていないことが判明した為、2015年6月12日付で預け入れた。

アスベストセンター東北残高確認表

2016年3月31日現在

口座	残高
現金	195,805
山形銀行普通預金	1,700,991
合計	1,896,796

アスベストセンター北海道残高確認表


2016年3月31日現在


口座	残高
現金	167,731
預金	431,507
合計	599,238

2015年度会計監査報告

2016年4月18日、中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務所において会計監査を行ったところ、適正に処理されていることを確認いたしました。

2016年4月18日 会計監査

高山俊雄 

安元宗弘 

第3号議案 2016年度 活動方針(案)

1. 全体的な方針について

アスベスト政策の提言と省庁交渉を行っていきます。

建物ばく露・教員等の中皮腫の方の労災認定、補償の遅れる石綿関連肺がんの方の認定等の取り組みを強化し、年1回以上の相談ホットライン開催を実行します。全国での労災申請に協力します。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の事務局活動を行います。

法律プロジェクトの体制を強化、アスベスト裁判の支援を行います。

調査研究活動に取り組みます。石綿対策全国連と共に国際会議の開催の共催に協力し、アスベスト対策基本法の制定を目指します。任意団体からNPOへの移行を検討します。

アスベスト問題で被害者の補償と救済は長期に継続する課題ですが、認定等に伴う寄付は長期減少傾向にあります。中皮腫や肺がんの労災の認定補償に関して長年の経験を生かして認定の難しい事例に対処する等対応して参ります。

2015年度以降数年は、自治体条例の改正、学校でのレベル2含有建材の飛散、等石綿飛散の予防対策が大きな全国的課題となります。建築物石綿含有建材調査者制度も2016年大きな変化の年となり、地域での充実拡大が望まれます。石綿健康被害の予防的活動を行う全国数少ない団体として、石綿含有建材の適切な調査・分析・管理・除去・廃棄・飛散防止に強化して取り組みます。

2016年度、東北全県での労災相談、患者と家族の会東北支部の事務局活動、石綿の環境飛散防止等に取り組んでまいります。

2015年事務局の引き継ぎが終了し、2016年秋には事業監査と中間監査を実施、拡大事務局会議の開催等で事務局体制の強化と世代交代に関する検討の場を設定し、石綿問題の資料館の提案と関与等、10周年記念の際論議した課題に取り組んでいきます。

2. 省庁交渉、法や認定基準改正等の取り組み

労災法・石綿救済法・石綿対策基本法の要求を実現する為、省庁交渉・国会陳情などを進めます。今年は救済法見直しのため、中央環境審議会石綿救済小委員会が開かれます。

救済給付の主な要求は、遺族年金の創設、肺がんの石綿ばく露要件の追加、救済法改正による介護費追加などです。

労災・時効救済では、時効救済制度の存続、肺がん認定基準などの改正、労災給付基礎日額の見直し、距離にかかわらず中皮腫労災通院費の支給、中皮腫研究への予算投入などです。

3. 労災認定と救済法認定の支援・全国からの電話相談と対応

ホットラインや相談会などを開催し、肺がんや石綿肺などをほりおこします。

ひきつづき、中央建設国保などとの連携で、建設作業者の石綿疾病をほりおこします。

4. 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 事務局活動

患者と家族の会の事務局活動を継続します。また、相談役会議を通じ、医療や石綿健康被害防止の情報発信にとりくみます。

5. 環境アスベスト相談活動

環境アスベスト飛散の相談に応じて、今まで同様に対応し、リスクコミュニケーションによる解決を図ります。

学校のアスベストによる被害予防対策のための活動を進めます。

6. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題は、被災者救済の裾野を広げる闘いと救済の峰を高くする闘いです。

救済の裾野を広げる闘いで 2016 年度の重要課題は石綿肺がんの労災認定の拡大、とりわけ本省協議とされた石綿小体 5000 本以下の事例での労災申請を増やし、不支給の場合は不支給処分取消訴訟を提起して、確実に勝訴し石綿小体数で被災者を切り捨てようとする国の意図をくじくことです。

またプラーク肺がんについても丸本事件高裁判決の論理を生かして救済の範囲を一まわり拡大する努力をします。

海外文献等の情報収集という点では、幅広い分野の人々と連携を取りながら引き続き厚労省の一步先を行く努力をします。

また最近の厚労省、環境省の検討会では石綿肺について特発性間質性肺炎などとの鑑別の困難性が強調され、その関連で相当の曝露がなければ石綿肺にはならないということが強調される傾向にあります。今後、建築関係労働者を中心として、レントゲン写真や CT 写真上石綿肺所見があるにもかかわらず「曝露量が少ないと推定され、石綿肺以外の病気と考えられる」という理由で管理区分申請が却下される事例が生じる可能性が否定できません。そのような事象がないか、情報収集に努め、仮にある場合には素早い対処をすることが必要です。

救済の峰を高くする闘いでは東京高裁に舞台を移した首都圏建設アスベスト訴訟等について、できる限りの支援をすることが大切です。

泉南国賠訴訟最高裁判決にしたがえば賠償金を受領できる被災者を広く掘り起こしていく活動と裁判提起した後に速やかに和解が成立するような状況を作り出す努力も重要です。

また従来からの継続案件である企業責任を問う訴訟、交渉にしっかり取り組むとともに違法な石綿除去工事、土壌の石綿問題等の対応を強化していきます。

7. 調査・研究活動

国土交通省関連の委員として既存石綿建材対策を進めます。肺がん等アスベスト関連疾患のリスクや制度の調査を実施し、石綿リスク研究会の活動を継続します。東京安全センターの石綿の分析測定、相談活動に協力します。日本の石綿に関する資料整備や情報提供

に取り組みます。天井内吹き付け石綿濃度、北海道の自然由来石綿の調査等を行う方向で取り組みます。石綿問題総合対策研究会に協力します。

8. ホームページ等による情報提供

石綿に関連する情報の提供をホームページで行います。HP の内容と提供する情報媒体について、今後検討・変更して参ります。

石綿に関連する情報の提供、アスベストセンターの活動報告などをホームページで行います。公式 Facebook ページ (<https://www.facebook.com/asbestoscenter>) では適宜関連情報の提供を行います。

年 2 回程度機関紙を発行します。

9. 既存石綿・廃棄物プロジェクト

2016 年度の活動方針としては、①国の動向監視と有効な対策の検討、②国内での石綿廃棄物処理状況、③廃棄物処理の上流である解体・改築問題、④アスベスト廃棄物処理の国内・海外における優良な事例・知見、⑤震災廃棄物対策（福島県）と東日本大震災の経験の教訓化、⑥再生砕石への混入などリサイクル問題、⑦アスベスト土壤汚染問題、⑧建材中のアスベスト分析法をめぐる問題——などへの調査や対応、行政への要請、住民への支援を行います。

特に③の改築・解体問題への対応として、改正大防法が 2014 年 6 月に施行され、今後は同法の穴を補う自治体の条例づくりや監視活動が重要な位置を占めます。同時に制度の運用を担う自治体のレベルアップが適正な改築・解体に不可欠であり、そのための活動も必要です。環境省はすでに 5 年後の改正を見据え、「レベル 3」対策強化の必要性が本当にあるかの調査を開始しており、そこに向けた対応も必要となります。

また⑤に関連して東日本大震災における震災廃棄物の処理は不適正な事例が相次いだ経験から、将来起こるであろう関東・東海大地震に向けた対策をいまから積み上げていく必要があります。とくに災害防止計画へのアスベスト対策の位置づけなどが重要です。

10. 写真撮影について

東日本を中心に中皮腫等の被災者ご家族、代表的な訴訟、マスクプロジェクト等の写真撮影等を実施します。

11. アスベスト基金

アスベストセンター安定運営基金 3500 万円を、財政状況を勘案し運用していきます。

12. アスベストセンター北海道の活動

引き続き関係者と協力して、アスベスト労災・救済法認定やアスベスト飛散防止対策を前進させます。6 月、9 月、12 月、3 月の第 1 土曜日に相談会を行い、患者と家族の会と協力して被害者の掘り起こしと相談者の支援に取り組みます。患者と家族の会の集いで

は、患者や家族どうしの支え合い（ピアサポート）が促進されるよう支援します。キャンサーサポート北海道と連携して患者の支援に取り組みます。

13. アスベストセンター東北の活動

今後も引き続き東北でのアスベスト被害の掘り起こしを進めてまいります。7月に青森県、9月に秋田県、10月に岩手県でホットラインを開催するほか、4回目となる東北全県対象のホットラインも開催する予定です。

山形県では、市民向けのアスベスト対策講座を開催し、アスベストの危険性を広く周知してまいります。

患者と家族の会東北支部では、世話人を中心に集いの場を提供してまいります。

14. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO 法人東京労働安全衛生センター、NPO 法人神奈川労災職業病センター、NPO 法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO 法人ひょうご労働安全衛生センター、NPO 法人愛媛労働安全衛生センター、広島労働安全衛生センター、一般財団法人ささえあいコープ新潟、鹿児島労働安全衛生センター準備会（始良ユニオン）、沖縄労働安全衛生センター、（医）ひらの亀戸ひまわり診療所、じん肺患者同盟（北茨城・東京東部・横須賀・建設東京の各支部）、建設じん肺被災者の会東京、横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、山形県建設国民健康保険組合、香川県建設国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団（関東・関西）、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策 NGO フォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター、等の諸団体と協力して活動していきます。

第4号議案 2016年度予算(案)

収 入	2015年度決算	2016年度予算	内容・備考
会費	535,000	505,000	
賛助会費	159,000	140,000	
寄付	10,059,568	13,500,000	2014年度2,056万円
事業収入	1,543,979	1,500,000	書籍販売・講演謝礼、委託費など
雑収入	7,876	10,000	利息
患者会事務局費	1,000,000	1,000,000	患者会からの委託費
助成金	616,860	600,000	基金等
収入小計	13,922,283	17,255,000	
繰入金	19,653,260	9,189,760	2015年度より
収入合計	33,575,543	26,444,760	

支 出	2015年度決算	2016年度予算	内容・備考
地代家賃	2,079,053	2,050,000	
電話・通信費	63,731	100,000	
郵送費	206,663	300,000	宅急便含む
手数料	45,334	50,000	出入金手数料
事務消耗品	472,196	500,000	
諸会費	143,000	700,000	他団体(調査等)への会費・寄付など
広告宣伝費	850,348	880,000	ホームページ管理・会報
人件費	9,808,066	10,000,000	
委託費	683,121	700,000	東京安全センターなど
調査研究費	105,195	100,000	分析・書籍購入・複写代など
交通費	1,068,203	1,500,000	宿泊費含む
活動費	196,768	100,000	
設備購入費	4,838	50,000	
会議費	69,920	100,000	総会など
雑費	106,720	150,000	5階共用費など
法律プロジェクト	653,790	1,000,000	裁判等
地震対策	—	50,000	
廃棄物対策	—	100,000	
既存石綿対策	828,837	800,000	
石綿の歴史	—	50,000	
学校アスベスト	—	50,000	
研究者援助	—	50,000	
アスベストセンター東北	2,000,000	—	本年度から助成終了
小計	19,385,783	19,380,000	
その他支出	5,000,000	—	
支出小計	24,385,783	19,380,000	
予備費	9,189,760	7,064,760	2017年度へ繰越
支出合計	33,575,543	26,444,760	

第4号議案 2016年度予算(案)

アスベストセンター東北・予算

収 入	2015年度決算	2016年度予算	内容・備考
助成金	2,438,384	300,000	アスベストセンターの助成は本年度から中止
寄付	500,000	1,800,000	認定等寄付
雑収入	253	1,000	利息
未収金	52,067	—	
収入小計	2,990,704	2,101,000	
繰入金	371,002	1,896,796	2015年度より
収入合計	3,361,706	3,997,796	

支 出	2015年度決算	2016年度予算	内容・備考
地代家賃	—	—	山形市市民活動支援センター無料利用
電話・通信費	116,736	120,000	業務用携帯電話・FAX・インターネット使用料
郵送費	6,057	10,000	
手数料	648	1,000	出入金振込手数料
事務消耗品	29,616	30,000	
広告宣伝費	15,012	30,000	
交通費	1,235,264	1,380,000	支援センター利用駐車料金30,000円 アスベストセンターとの往復交通費550,000円 集会・会議往復など200,000円 東北各県ホットライン(4回)関係100,000円 東北個別相談対応関係 500,000円
活動費	35,363	50,000	会場使用料など
設備購入費	26,214	30,000	
支出小計	1,464,910	1,651,000	
予備費	1,896,796	2,346,796	2017年度・アスベストセンター本体と統合
支出合計	3,361,706	3,997,796	

アスベストセンター北海道・予算

収入	599,238	2015年度より繰入
	150,000	助成金(松尾基金より)
	1,000	利息
合計	750,238	
支出	50,000	交通費
	20,000	事務費
	100,000	相談活動費
小計	170,000	
	580,238	2016年度へ繰越
合計	750,238	

第5号議案 役員体制(案)

所長	名取雄司	ひらの亀戸ひまわり診療所 横須賀中央診療所	研究
副所長	平野敏夫	ひらの亀戸ひまわり診療所	
事務局長	永倉冬史	専従	環境・建材
事務局次長	斎藤洋太郎	専従	相談・法律
事務局	尾形海子	専従	相談・東北・会計
事務局	飯田勝泰	東京労働安全衛生センター	相談
事務局	菅原喜東司		建材
運営委員	秋山正子	白十字訪問看護ステーション	
	位田 浩	位田法律事務所	法律
	一宮美恵子	アスベストセンター北海道	北海道
	牛島聡美	オリーブの樹法律事務所	法律
	大内加寿子	アスベストを考える会	
	大島寿美子	北星学園大学	北海道
	片岡明彦	関西労働者安全センター	
	川本浩之	神奈川労災職業病センター	
	小菅千恵子	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 関東支部	
	白石昭夫	愛媛労働安全衛生センター	
	菅野典浩	アーライツ法律事務所	法律
新任	雨宮正夫	じん肺患者同盟 東京東部支部	
	外山尚紀	東京労働安全衛生センター	研究
	西山和宏	ひょうご労働安全衛生センター	
	春田明郎	横須賀中央診療所	
	早川 寛	じん肺アスベスト被災者救済基金	
	古川和子	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会	
	古谷杉郎	全国労働安全衛生センター連絡会議	
	星川昭三	建設じん肺被災者の会/東京	
新任	末吉幸雄	尼崎労働者安全センター	
	松田 馨	横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会	
	宮本英典	全国建設労働組合総連合 東京都連合会	
会計監査	安元宗弘	横須賀中央診療所	
新任	今井 明	写真家	
顧問	西田隆重	元神奈川労災職業病センター	環境